

閑散期誘客フォトラリー業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、田村市（以下「市」という。）が委託する閑散期誘客フォトラリー業務（以下「業務」という。）を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2 目的

本市の観光コンテンツは春・夏に集中しており、秋・冬の観光コンテンツが不足していることから、秋・冬は観光客の来訪者数が大きく減少する閑散期にあたる。

この状況を踏まえ、フォトラリーにゲーム性を加えた企画を実施することで、市内各所へ人を呼び込み周遊を促進させ、本市を訪れる観光客の滞在時間・滞在期間の延長につなげる。

また参加者が撮影した本市の魅力を伝える写真をSNS等に投稿・蓄積することにより、本事業の終了後も、参加者自身による継続的な情報発信を誘発する。これにより、本市の認知度向上や新たな観光需要の創出につなげる。

3 履行期限

契約締結日から令和9年2月26日までとする。

4 委託額

本業務の委託額上限は、1,250,000円（税抜き）とする。

なお、委託額内訳は概ね以下のとおりとするが、提案内容によっては市と受託者が協議のうえ決定する。

【ア】企画・設計費 480,000円（税抜き）

【イ】広告費 455,000円（税抜き）

【ウ】調査・分析費 315,000円（税抜き）

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

5 業務内容

（1）閑散期誘客フォトラリー事業の企画

以下の概要をもとに、既存の田村市フォトラリー公式Instagramアカウント（@tamuracity_photo）での投稿型のフォトラリーに、ゲーム性を加えた企画を提案すること。また閑散期の集客及び周遊促進につながる本事業タイトルを提案すること。あわせて参加意欲を高めるための景品を取り入れること。なお、詳細は本市と協議のうえ決定することとする。

① フォトラリーにゲーム性を持たせた内容にすることで、以下の効果が期待できる企画にすること。

- ・閑散期における田村市への集客効果。
- ・参加者の田村市内の周遊及び田村市での消費喚起効果。

- ・フォトラリーにゲーム性を持たせた仕掛けによる、幅広い層の参加促進効果。
- ② 市内の観光施設や飲食店と連携した企画とすること。
- ③ 上記①、②の内容を踏まえ、本事業の応募要件を整理すること。（ハッシュタグ設定、公式アカウントのフォロー等）
- ④ 景品の当選者は応募者の中から抽選で決定し、また履行期限内に最低3回以上の抽選機会を設け、結果を迅速にフィードバックすることで、参加者の満足度を高めるとともに、継続参加につながる企画にすること。
- ⑤ 当選者数及び景品については別途市の予算 55,000 円（税込み）以内で効果的なものを提案すること。
- ⑥ 景品の受け取り・引き渡し方法について、本事業の目的に沿った効果的な方法を提案すること。
- ⑦ 著作権等の扱いについて、投稿された写真素材は、市がパンフレット、WEB サイト、SNS 等で行うプロモーション（市が許可した第三者による利用を含む）において、無償かつ期限の定めなく使用、掲載、転載等ができるものとする。

募集期間：令和8年11月から令和9年1月まで（予定）

（2）運営事務局業務

本事業の運営事務局として、以下の業務を行うこと。

- ・開催概要・応募要項・応募規約（プライバシーポリシー含む）の作成。
- ・投稿サイトの整備・運用。
- ・投稿画像および参加者の適切なデータ管理。
- ・市内関係事業者（飲食店等）への事業周知および協力依頼。
- ・投稿者数、投稿画像数の定期報告。
- ・当選者との連絡調整と景品の選定・引き渡し（商品購入費用・送料は別途）。
- ・本業務に係る参加者からの問い合わせ等への対応。

（3）広報・情報発信

- ・投稿された写真を活用した情報発信（リポスト）を行うこと。
- ・本事業の特設webページの制作、公開。
- ・ポスター、チラシ等を製作すること。なお、種類、部数等は委託費の範囲内で双方協議のうえ決定するものとする。

（4）調査・分析

- ・本事業におけるエンゲージメント率やリーチ調査・分析を行うこと。
- ・本事業においての参加者属性に関する成果指標を明確に策定すること。

6 成果物

- （1）実施報告書 電子データ（PDF 形式）及び印刷物2部を納品
- （2）その他 本業務で作成した資料のうち、当市が指示する資料

7 納品場所

田村市産業部観光交流課

福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。
- (2) 事前に委託者の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。
- (5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て当市に帰属するものとする。
ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に帰属する。
- (7) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

9 見積書作成要領

見積書の作成に当っては、本仕様書に基づいて作成すること。ただし、本仕様書以上の最新の技術提供や企画があれば、委託額の範囲内で積極的に採用することを拒まない。

10 その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。